全国安全週間と建設業における墜落・転落災害防止対策について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部　安全課長　安達（あだち）　栄（さかえ）

1　はじめに

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして，格別の御理解，御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。本稿では，全国安全週間の実施に向けたお願いと，建設業における労働災害発生状況，建設業における墜落・転落災害防止対策に係る制度について，紹介します。

2　全国安全週間の実施に向けて

今年も6月を準備月間，7月1日から7月7日を「全国安全週間」として本週間を実施しました。「全国安全週間」は，昭和3年に初めて実施されて以来，「人命尊重」という基本理念の下，「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し，広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に，これまで一度も中断することなく続けられ，今年で93回目を迎えました。

この間，事業場においては，労使が協調し，労働災害防止に向けた弛まぬ取組を展開してこられました。この努力により，労働災害の長期的な減少をもたらし，平成31年／令和元年の労働災害による死亡者数が過去最少の845人という結果につながったものと考えています。

平成31年／令和元年の休業4日以上の労働災害による死傷者数は125,611人と，前年より約1.3%の減少となりました。しかしながら，平成30年度より取組期間が始まった「第13次労働災害防止計画」（以下，「13次防」という）における死傷者数の目標（平成29年比で5%以上の減少）の達成に向けては，さらなる取組が求められています。

また，人生100年時代を迎え，職業生涯が延伸し，高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中，多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう，職場環境を改善していくことが求められています。

このような状況を踏まえ，厚生労働省では，高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（図－1）を策定するとともに，中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設しました。これにより職場改善の取組を促し，さらなる労働災害の減少を図ることを決意して，今年度のスローガンは，「エイジフレンドリー職場へ！　みんなで改善　リスクの低減」としました。

図－1　エイジフレンドリーガイドライン QRコード

このスローガンの下，それぞれの職場においても安全意識の高揚と，着実な安全活動の実施を図っていただきたいと考えています。

また，今年度は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から，安全活動の実施に当たっては，①密閉空間（換気の悪い密閉空間である），②密集場所（多くの人が密集している），③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避け，職場内外での感染防止行動を徹底しつつ，取り組んでいただくようお願い申し上げます。また，職場における感染拡大防止のため，「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（図－2）を作成していますので，本チェックリストを活用して，対策の実施状況を確認していただくようお願いします。

職場の安全活動は継続的に取り組んでいくことが重要です。安全週間は，そのための契機として，トップから第一線の現場の労働者に至るまで一人一人が安全に関するルールを確認し，ゼロ災害を目指して取り組んでいただきますようお願いします。

図－2　職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト QR コード

3 建設業における労働災害発生状況について

平成 31 年 / 令和元年の建設業における死亡者数は 269 人と過去最少となりました（図－3）。13 次防の目標※の起算点である平成 29 年と比較すると，54 人（16.7%）減少と着実に減少していますが，死傷者数は 15,183 人と前年比 191 人（1.2%）減少したものの，平成 29 年比では 54 人（0.4%）増加と横ばいの状況です。

事故の型別では，「墜落・転落」が最多で，全数に占める割合は死亡者数で 40.9%，死傷者数で 34.1% となっています（図－4，5）。

※　建設業における労働災害による死亡者数を平成 29 年と比較して令和 4 年までに 15% 以上減少させること。

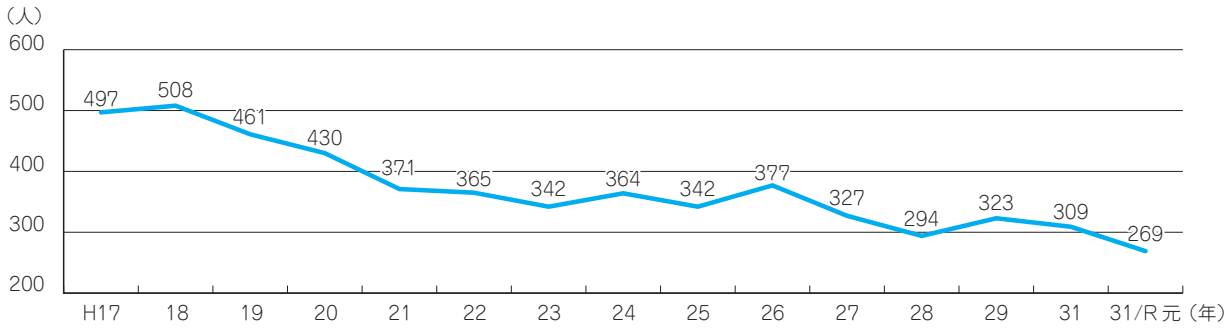

図－3　建設業における死亡災害の推移

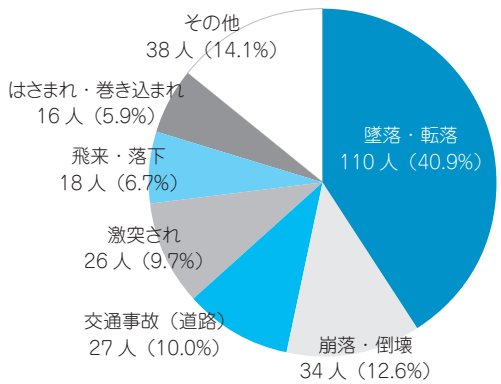

図－4　建設業の死亡災害の事故の型別内訳（H31/R元年）

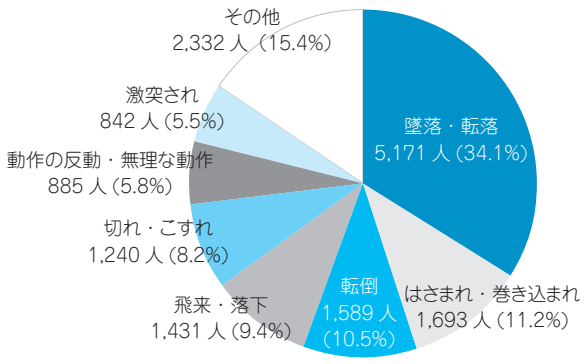

図－5　建設業の死傷災害の事故の型別内訳（H31/R元年）

4 建設業における墜落・転落災害防止対策について

(1) はじめに

墜落・転落災害防止対策については，平成 30 年 6 月に労働安全衛生法令が改正され，また平成 31 年 1 月に「安全帯の規格」が「墜落制止用器具の規格」へと改正されました。併せて，墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインが平成 30 年 6 月に制定されました。

(2) 改正のポイント

① 「墜落制止用器具」として認められる器具について

労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号が改正され，「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」が「墜落制止用器具」に改められました。これにより，「墜落制止用器具」として認められるのは，「フルハーネス型（一本つり）」と「胴ベルト型（一本つり）」のみとなり，「胴ベルト型（U 字つり）」の使用は認められなくなりました。

② 墜落による危険の防止に関する規定について

労働安全衛生規則等が改正され，「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定等について，「安全帯」が「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改められました。

③ 特別教育について

労働安全衛生法第 59 条第 3 項の特別教育の対象となる業務（安衛則第 36 条）に，「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて，墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されました。

特別教育の内容として，**表－1** に掲げるⅠ～Ⅴの科目（学科 4.5 時間，実技 1.5 時間）が必要となります。

例外として，以下のとおり，十分な知識・経験を有すると認められる者については，一部の科目を省略することができます。

表－1　特別教育の内容

学科科目	範　囲	時　間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範　囲	時　間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

1)　適用日（平成 31 年 2 月 1 日）時点において，高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて，フルハーネス型を用いて行う作業に 6 月以上従事した経験を有する者は，Ⅰ，Ⅱ，Ⅴを省略できます。

2)　高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて，胴ベルト型を用いて行う作業に 6 月以上従事した経験を有する者は，Ⅰを省略できます。

3)　ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は，Ⅲを省略できます。

なお，適用日より前に，改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については，当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

④　施行日等について

これらに関する政省令・告示の改正については，平成 31 年 2 月 1 日に施行されました。また，経過措置（猶予期間）が**表－ 2** のとおり設けられ，「安全帯の規格」（以下，「旧規格」という）に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは令和 4 年 1 月 1 日までとなります。

(3)　既存不適合機械等更新支援補助金（間接補助金）制度について

規格等の改正に当たっては，**表－ 2** のとおり経過措置が講じられており，旧規格に基づく安全帯については令和 4 年 1 月 1 日まで使用することができることとされています。これは，新規格適合品に更新するための時間的余裕を与えることを趣旨とした猶予措置です。

しかし，資力の乏しい中小企業や一人親方においては，新規格適合品への更新が進まず，旧規格品（既存不適合機械等）を使用し続けることが懸念されています。

これらを踏まえ，令和元年度から，中小企業や一人親方を対象とした，既存不適合機械等を最新の規格に適合させるために必要となる経費の一部を補助する間接補助金事業（既存不適合機械等更新支援補助金事業。以下，「本事業」という）を，厚生労働省において創設しています。

以下，令和 2 年度の本事業について紹介します。

本事業は，建設業労働災害防止協会を執行団体として，最新の規格に適合しない既存の安全帯，移動式クレーンを対象として実施しています。このうち安全帯については，以下のとおりです。

①　対象となる既存不適合機械等

墜落制止用器具の規格に適合していない既存の

表－ 2　施行・適用等のタイミングと経過措置の期間について

	2018（平成 30）年				2019（平成 31・令和元）年				2020（令和 2）年				2021（令和 3）年				2022（令和 4）年以降
	1 月	4 月	7 月	10 月	1 月	4 月	7 月	10 月	1 月	4 月	7 月	10 月	1 月	4 月	7 月	10 月	
政令改正	★公布				**★施行日（2 月 1 日）**												★完全施行日（1 月 2 日～）
省令改正	★公布				**★施行日（2 月 1 日）**												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					**使用可能（2019（平成 31）年 2 月 1 日～）**												
改正前法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	**使用可能（2022（令和 4）年 1 月 1 日まで）**																✕
安全帯の規格改正					**★適用日①（2 月 1 日）** **★適用日②（8 月 1 日）**												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	**製造可能**				**製造・販売可能（2019（平成 31）年 2 月 1 日～）**												
改正前構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	**製造・販売可能**								**販売可能**								✕
特別教育規程の改正	★告示				**★適用日（2 月 1 日）**												

安全帯を，次に掲げる追加安全措置のうち 2 項目以上に適合するフルハーネス型墜落制止用器具に買い替えるものです。

1） 背中 X 字腿 V 字型
2） 2 本ランヤード又は追加の補助ロープ（ランヤード＋補助ロープ）
3） サスペンショントラウマ防止ストラップ
4） ロック装置付き巻取器
5） ワンタッチバックル
6） 反射板等

② 間接補助金交付額

1 本当たりの上限は 12,500 円（補助対象経費の上限 25,000 円の 1/2（補助率））です。ただし，同一申請者当たりの合計額の上限は 625,000 円としています。

5 おわりに

読者の皆さまにおかれましては，上記で紹介した制度への御理解，御協力をいただくとともに，ゼロ災害を目指して，トップから第一線の現場の労働者に至るまで一人一人が安全に関するルールを確認し，安全活動に取り組んでいただきますようお願いします。